

善通寺市就学援助費支給制度（新年度案内）

小中学校への就学について、経済的な理由によりお困りの保護者の方に、学校生活において必要な費用の一部を支援する「就学援助」を行っています。新年度4月分からの支給を希望される方は、以下の要領に従い手続きをしてください。詳細な要件や手続きについては、右記QRコードの市ホームページよりご確認ください。

なお、現在就学援助を受けている方が来年度引き続き受給を希望される場合も手続きが必要となりますのでご注意ください。



詳細は↑市HPへ

1 就学援助を受けられる方

善通寺市に住所がある方で、下記A、Bのいずれかにあてはまる方

- A 生活保護を受給している方（修学旅行費等）→ 要保護者
- B 直近の状況が次のいずれかの要件に該当する方→ 準要保護者
 - ① 生活保護が停止または廃止された方
 - ② 市民税が非課税または減免、事業税が減免、固定資産税が減免されている方
 - ③ 国民年金の保険料が減免されている方
 - ④ 国民健康保険の保険料が減免または徴収猶予されている方
 - ⑤ 児童扶養手当を受給されている方（ひとり親世帯の方が該当します）
 - ⑥ 職業の不安定等で、①～⑤に準ずる程度に就学にお困りの方（所得要件があります）
 - ⑦ 今年に入って経済状況が悪化した等、特別の事情がある方

2 申請の方法・期日等

(1) 申請方法

市ホームページ（上部QRコードからアクセス）またはお子様が通学している学校で就学援助費支給申請書（世帯票）をもらい、必要事項を記入して、学校に提出してください。

※申請者の状況によって、市民税の申告や所得課税証明書の添付等が必要な場合があります。

詳細は、教育総務課までお問合せください。

(2) 申請期限

令和7年2月14日（金）

※申請期限を過ぎた場合、支給開始が遅れる場合がありますので、必ず期限内に提出してください。

3 注意事項

- ・申請時の状況に変更が生じた場合は、速やかに学校にお申し出ください。
- ・善通寺市内の小中学校に通学し、善通寺市外に住所がある児童・生徒につきましては、住所地の教育委員会へお問合せください。
- ・所得の確認については、同一世帯全員の所得を確認します。収入がない場合でも0円で申告が必要になりますので世帯員のうち15歳以上（中高生除く）の方については全員事前に令和6年度住民税の申告（令和5年1月～12月の収入申告）を済ませていただきますようお願いいたします。また、世帯員は単身赴任等で別居中の方も含まれます。単身赴任等で市外にお住まいの方がいる場合は、最新の所得課税証明書の添付が必要な場合がありますので、事前に教育委員会にお問合せください。

裏面あり

4 就学援助の支給上限額（年額）

（単位：円）

費 目 別	小 学 校	中 学 校	支 給 該 当		備 考
			要保護	準要保護	
学用品費等 （通学用品費を含む）	1年生 11,630 2年以上 13,900	1年生 22,730 2年以上 25,000		○	
クラブ活動費	（実費）2,760	（実費）30,150		○	
生徒会費	（実費）4,650	（実費）5,550		○	
P T A会費	（実費）3,450	（実費）4,260		○	
卒業アルバム代等	（実費）11,000	（実費）8,800		○	
修学旅行費	実 費	実 費	○	○	
集団宿泊学習	（実費）3,690	（実費）6,210		○	
校外活動費	（実費）1,600	（実費）2,310		○	
給食費	実 費	実 費		○	
医療費	//	//	○	○	

※給食費については学校給食センターへ、その他は学校長への支払となります。

※区分や支給額は変更になる場合があります。

※実費とは、全員が一律に負担するものについて対象となります。

5 直近の情報に基づく再審査について

1 1月に直近の所得等を確認し、再審査を行います。

再審査により、不認定となった場合は、3学期（1月分）より就学援助の支給はありません。不認定となった保護者の方には、学校を通じて1 1月下旬頃に通知します。

6 その他

- 年度の途中であっても申請が可能です。
- 申請書の記載例をホームページに掲載しておりますので、記入方法がご不明の場合にご活用ください。
- その他ご不明点がございましたら、お子様が通学している小中学校、または市教育委員会教育総務課までお問合せください。



詳細は↑市 HP へ

制度に関するお問合せ先

善通寺市教育委員会 教育総務課 就学援助担当

Tel : 0877-63-6326

E-mail : kyouisoumu@city.zentsuji.kagawa.jp